



傷痍軍人の方へ  
傷いの軍人で第六項症



# 福祉だよ

遺族の方々へ

以上の方々には障害年  
が既に来ている事と  
思いますが、自分は、  
何项であるか、解らな  
い方、又復員後その病  
状の悪化している人の  
為に恩給診断がある事  
になつています。期日  
は大体十一月中旬予  
定通りになりますので、  
受診希望者は十一月十  
日までに世話係(市福  
祉事務所)まで御申出  
下さい。

は次の方々です。

眼の悪い人

阿久根市濱通り

耳、聴く人

阿久根市上野

石澤醫院

外科の人

阿久根市高松

内山醫院

阿久根市濱通り



# 阿久根市広報

12号 11月15日発行 市役所調査課

## 阿久根市教育委員会

### 諸規則

十一月一日より新らしい組織と則第一号

構想のうちに発足した市教

育委員会は、同日教育委員

会々話を開催、互選の結果、

委員長、神川常信氏を選任し

初代教育長には、徳留城氏

(もと教育課長)が就任

社会教育を含めた市教育

行政を掌り運営発足いた

しております。

鹿児島県阿久根市

教育委員会々議規則

オ二条 開会

この規則によると

会議は教育委員会

法に定めるものを除くことは

なされ得る。

一、開会

二、前会々話を承認

三、教育長報告

四、繼續(未清事務)

五、新規事務

六、閉会

七、通信及び請願

八、通話の討論

九、其他

十、新規事務

十一、新規事務

十二、新規事務

十三、新規事務

十四、新規事務

十五、新規事務

十六、新規事務

十七、新規事務

十八、新規事務

十九、新規事務

二十、新規事務

二十一、新規事務

二十二、新規事務

二十三、新規事務

二十四、新規事務

二十五、新規事務

二十六、新規事務

二十七、新規事務

二十八、新規事務

二十九、新規事務

三十、新規事務

三十一、新規事務

三十二、新規事務

三十三、新規事務

三十四、新規事務

三十五、新規事務

三十六、新規事務

三十七、新規事務

三十八、新規事務

三十九、新規事務

四十、新規事務

四十一、新規事務

四十二、新規事務

四十三、新規事務

四十四、新規事務

四十五、新規事務

四十六、新規事務

四十七、新規事務

四十八、新規事務

四十九、新規事務

五十、新規事務

五十一、新規事務

五十二、新規事務

五十三、新規事務

五十四、新規事務

五十五、新規事務

五十六、新規事務

五十七、新規事務

五十八、新規事務

五十九、新規事務

六十、新規事務

六十一、新規事務

六十二、新規事務

六十三、新規事務

六十四、新規事務

六十五、新規事務

六十六、新規事務

六十七、新規事務

六十八、新規事務

六十九、新規事務

七十、新規事務

七十一、新規事務

七十二、新規事務

七十三、新規事務

七十四、新規事務

七十五、新規事務

七十六、新規事務

七十七、新規事務

七十八、新規事務

七十九、新規事務

八十、新規事務

八十一、新規事務

八十二、新規事務

八十三、新規事務

八十四、新規事務

八十五、新規事務

八十六、新規事務

八十七、新規事務

八十八、新規事務

八十九、新規事務

九十、新規事務

九十一、新規事務

九十二、新規事務

九十三、新規事務

九十四、新規事務

九十五、新規事務

九十六、新規事務

九十七、新規事務

九十八、新規事務

九十九、新規事務

一百、新規事務

一百一、新規事務

一百二、新規事務

一百三、新規事務

一百四、新規事務

一百五、新規事務

一百六、新規事務

一百七、新規事務

一百八、新規事務

一百九、新規事務

一百十、新規事務

一百十一、新規事務

一百十二、新規事務

一百十三、新規事務

一百十四、新規事務

一百十五、新規事務

一百十六、新規事務

一百十七、新規事務

一百十八、新規事務

一百十九、新規事務

一百二十、新規事務

一百二十一、新規事務

一百二十二、新規事務

一百二十三、新規事務

一百二十四、新規事務

一百二十五、新規事務

一百二十六、新規事務

一百二十七、新規事務

一百二十八、新規事務

一百二十九、新規事務

一百三十、新規事務

一百三十一、新規事務

一百三十二、新規事務

一百三十三、新規事務

一百三十四、新規事務

一百三十五、新規事務

一百三十六、新規事務

一百三十七、新規事務

一百三十八、新規事務

一百三十九、新規事務

一百四十、新規事務

一百四十一、新規事務

一百四十二、新規事務

一百四十三、新規事務

一百四十四、新規事務

一百四十五、新規事務

一百四十六、新規事務

一百四十七、新規事務

一百四十八、新規事務

一百四十九、新規事務

一百五十、新規事務

一百五十一、新規事務

一百五十二、新規事務

一百五十三、新規事務

一百五十四、新規事務

一百五十五、新規事務

一百五十六、新規事務

一百五十七、新規事務

一百五十八、新規事務

一百五十九、新規事務

一百六十、新規事務

一百六十一、新規事務

一百六十二、新規事務

一百六十三、新規事務

一百六十四、新規事務

一百六十五、新規事務

一百六十六、新規事務

一百六十七、新規事務

一百六十八、新規事務

一百六十九、新規事務

一百七十、新規事務

一百七十一、新規事務

一百七十二、新規事務

一百七十三、新規事務

一百七十四、新規事務

一百七十五、新規事務

一百七十六、新規事務

一百七十七、新規事務

一百七十八、新規事務

一百七十九、新規事務

一百八十、新規事務

一百八十一、新規事務

一百八十二、新規事務

一百八十三、新規事務

一百八十四、新規事務

一百八十五、新規事務

一百八十六、新規事務

一百八十七、新規事務

一百八十八、新規事務

一百八十九、新規事務

一百九十、新規事務

次に阿久根市教育委員会の会議規則、同第1公局組織規則等をお知らせいたします。

鹿児島県阿久根市教育委員会は、定足数を超過する場合は、委員長は、出席者を定足数に充たさないとき、は委員長又は副議長は、次回まで会話を閉する旨を宣言しなければならない。

出席者が定足数に充たないときは、委員長は、宣誓書を宣し事情を会話を記述する旨を告げなければならない。

次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

委員長は、次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

委員長は、次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

委員長は、次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

委員長は、次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

委員長は、次回まで会話を閉する旨を告げなければならない。

宣誓書を宣するものとす。

阿久根市教育委員会規

員会

指定の時刻までに、詰場に

鹿児島県阿久根市教育委

員会

阿久根市教育委員会規

員会

指定の時刻までに、詰場に

鹿児島県阿久根市教育委

員会

阿久根市教育委員会規

員会

指定の時刻までに、詰場に

鹿児島県阿久根市教育委

員会</